

(様式1)

平成 24 年 2 月 21 日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 名古屋市中村区椿町 12-7
 団体名 NPO 法人こころとまなびどっとこむ
 代表者氏名 岩田 淳
 連絡先電話番号

後援名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援名義使用を承認してください。

記

行 事 名	女性のための健康護身エクササイズ
行 事 の 目 的	武術健康体操と気功及び健康護身術を通して、心身のリラックスと心の健康をテーマに、主に女性を元気にすることで家庭内が円満に行くことを目的として行う。
主 催	NPO 法人こころとまなびどっとこむ
その他の後援依頼先	尾張旭市・尾張旭市教育委員会・尾張旭市体育協会・尾張旭市社会福祉協議会・瀬戸市・瀬戸市教育委員会・瀬戸市体育協会・長久手市・長久手市教育委員会・長久手市体育協会
開催の期日	平成 24 年 4 月 28 日 (土) 午前 10 時～12 時
開催の場所	尾張旭市勤労福祉会館
入 場 料	500 円
対 象 者	中学生、高校生、一般
前回の開催日	平成 23 年 9 月 23 日祝 (金) 会場：尾張旭市総合体育館 1 日元気スクール
内 容	健康エクササイズ (武術健康体操と気功) 及び健康護身術

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



企画書

- 1、事業名 女性のための健康護身エクササイズ
- 2、主催 NPO 法人こころとまなびどっとこむ
- 3、日時 平成 24 年 4 月 28 日 (土)
午前 10 時から 12 時まで (開場 9 : 30)
- 4、実施場所 尾張旭市勤労福祉会館 (渋川福祉会館) 2 階くすのきホール
尾張旭市渋川町三丁目 5 - 7 0561-51-1997
- 5、対象者 女性 (中学生・高校生・大人)
- 6、内容 健康エクササイズ (武術健康体操と気功) と健康護身術
- 7、日程 9 : 30 開場 (受付開始)
10 : 00 開会行事 主催者あいさつ (5分)
10 : 05 健康エクササイズ (40分)
10 : 45 休憩 (10分)
10 : 55 しなやか護身術 (60分)
11 : 55 閉会行事 (5分)
12 : 00 終了
- 8、後援予定 尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市体育協会、尾張旭市社会福祉協議会、瀬戸市、瀬戸市教育委員会、瀬戸市体育協会、長久手市、長久手市教育委員会、長久手市体育協会
- 9、申し込み NPO 法人 こころとまなびどっとこむ
〒453-0015 名古屋市中村区椿町 12-7 (052) 452-1136
- 10、参加費 500円

別紙

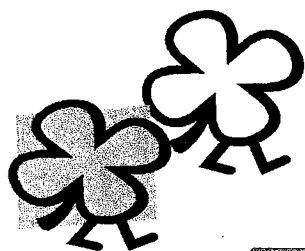
収 支 報 告 書

団 体 NPO法人こころとまなびどっとこむ
行 事 平成24年4月28日(土) 女性のための健康護身エクササイズ

収入の内訳		支出の内訳	
内 容	金額 (円)	内 容	金額 (円)
参加費 500 円×30 人	15,000	会場費	4,800
団体運営資金より	4,800	講師交通費 (2 人分)	10,000
		チラシ作成費	5,000
合 計	19,800	合 計	19,800

(収入) 19,800 円 - (支出) 19,800 円 = 0 円

備考



主催：NPO法人

こころとまなびどっとこむ

女性のための健康護身

エクササイズ

健康エクササイズ

身体のバランスを回復させます。

身体の骨格、ゆがみを直します。

武術エクササイズ “健創胎術”

心身を癒し、エネルギーをアップさせます。

中国4千年の歴史から生まれた

正統・本格派 “中医気功”

しなやか護身術

パワーではなく感性の武術です。

あなたを危険から救う！

女性(中学生・高校生・大人)

<ご希望であれば男性もOKです。>

スポーツのできる軽装で

講師

NPO法人 こころとまなびどっとこむ

日本空手道常心門、6段師範

中医気功“ひまわりの会”代表

岩田淳

日本中医学気功振興会師範

山田尚実

開場9:30~

4/28 (土) 10:00~12:00

と き

会 場

尾張旭市勤労福祉会館(渋川福祉会館)

2階くすのきホール ☎0561-51-1997

参加費

500円

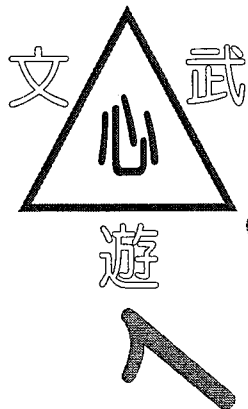
後援 尾張旭市、尾張旭市教育委員会、尾張旭市体育協会、尾張旭市社会福祉協議会
(予定) 瀬戸市、瀬戸市教育委員会、瀬戸市体育協会、長久手市、長久手市教育委員会、長久手市体育協会

◆お問い合わせ◆



こころとまなびどっとこむ

☎052-452-1136 〒453-0015 名古屋市守山区柳町12-7 KTC名古屋 内(名古屋駅徒歩3分)
✉info@f-kokorotomanabi.com □http://www.f-kokorotomanabi.com/



ファミリーで楽しもう! 遊びの学校



1日元気スクー

2011

済

ワンパクで元気な子、歓迎します! 内気でグループ遊びの苦手な子、大歓迎!

親子からて教室

ママと一緒に体験入門

女性しなやか護身術

暴漢をノックアウトしよう!

キッズからて教室

元気な子どもになれます!

アニメーション“映像”

ゆたかな心を創造し、表現する力を養う

正統、本格派 気功

エネルギー回復 心身を癒す!

5歳くらいから中3まで

<ご予約歓迎します>

動きやすい服装で来てね!!

何雲(かうん)先生

日本中医気功振興会代表
世界医学気功学会常務理事
NHK文化センター講師
増子記念病院東館 中医気功教授

とき **9/23 祝(金)** 13:00~16:30

会場 **尾張旭市総合体育館アリーナ、武道場**

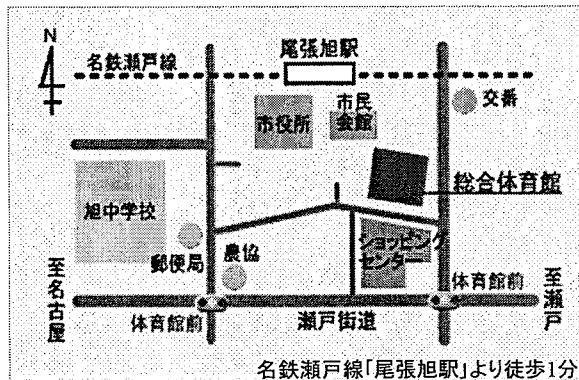
尾張旭市東大進町原田2578番地 ☎0561-54-2733

主催 NPO法人 こころとまなびどっとこむ

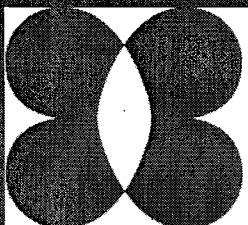
協力 尾張旭市空手道連盟

協賛 大塚商会(株)社会貢献委員会/尾張旭ライオンズクラブ(予定)

後援 愛知県/愛知県教育委員会/尾張旭市/尾張旭市教育委員会/尾張旭市体育協会/尾張旭市商工会
瀬戸市/瀬戸市教育委員会/瀬戸市体育協会/長久手町/長久手町教育委員会(予定)※昨年度継続



◆お問い合わせ◆



こころとまなびどっとこむ

☎052-452-1136 〒453-0015 名古屋市中村区椿町12-7 KTC名古屋 内(名古屋駅徒歩3分)

✉info@f-kokorotomanabi.com □http://www.f-kokorotomanabi.com/

特定非営利活動法人 こころとまなびどっとこむ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中村区椿町12番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、何らかの事由により本人が必要と考えている教育を修めていない青少年等に対して、進路相談に応じ、教育機関の紹介、教育情報の提供に関する事業を行うとともに、フリースクールの運営及び遊びの学校を行い、カウンセリングを必要とするものに対してはカウンセリング等をとおして心理支援をする事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 無償で、青少年等に対して、進路相談に応じ、教育機関の紹介、教育情報の提供に関する事業
 - ② 無償で、青少年に対する心理支援事業
 - ③ 現在の学校に何らかの理由により登校できない子どものためのフリースクール運営事業
 - ④ 遊びの学校を開催し、人間関係の自然な形成を促すと共に、健全な人格形成に資する事業
 - ⑤ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人および団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類

は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

以上 定款本文全文

細則省略

平成22年度事業報告書

特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむ

1 事業実施の概略

特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむの定款に定める事業は、愛知県を中心に、不登校児等の進路相談事業、心理支援事業、フリースクール事業、遊びの学校事業の4つの特定非営利活動を行い、青少年等の健全育成に寄与することを目的としています。

具体的には、進路相談事業と心理支援事業は、電話相談、相談会・講演会等を行った。

また、フリースクールは、中学生の不登校生に対して、居場所の提供と学校復帰を支援した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

ア 不登校等の進路相談・講演会事業

(ア) 事業内容

不登校や学校退学者及びその家族の相談を受け、進路相談・教育機関の紹介をおこなった。

講演会と相談会等は、関係地域の行政や教育委員会・保健所等の後援をいただき、合計39回行った。対象者は、不登校、その家族及び教育機関等の関係者で、講演内容は、不登校の現実の悩みの対応や不登校からどうするか！であった。相談会では、現在の状態の相談を受けることに加え、不登校児の受け入れ教育機関などの紹介、中学生の不登校についてはフリースクールで学校復帰を支援した。

また、名古屋市等の主催の多数の事業においても参加し活動支援を行った。

(イ) 開催日時及び講師等 別紙「22年 不登校相談等活動報告」のとおり

(ウ) 支出合計金1470590円 (内訳) イベント会場使用代金及び消耗品等

(エ) 収入額 金0円

イ、心理支援事業・日常の電話相談

(ア) 事業内容

電話による不登校や退学等による新たな進路相談、教育機関の紹介相談。

(イ) 実施時期

通年(毎日、土曜日・日曜日・祝日等は除く)、午前9時から午後5時頃まで

(ウ) 従事者 2名が交代

(エ) 対象者及び相談件数等

不登校問題を持つ生徒、保護者、学校関係者 約100件以上

(オ) 支出額 0円 (カ) 収入額 0円

ウ、フリースクール事業

(ア) 事業内容 不登校生を預り、学習指導、仲間づくり、学校復帰の支援事業

学習・ものづくり・体力づくりを中心にプログラムを行っています。また、コミュニケーションスキルをアップさせるために、ソーシャルスキルコミュニケーションを月1回程度行いました。さらにキャリア教育を充実させ、職場見学、本職の方をお招きしての体験プログラムなど、子どもの将来の選択肢を拡げる材料を、数多く提供したいと考えています。

また、不登校の子どもをお持ちの保護者を対象とした

イベント、『こころとまなび不登校フォーラム』を、年間6回開催しました。「家族が変われば子どもが変わる」というテーマを掲げ、不登校を乗り切った子どもや保護者の体験発表、パネルディスカッションなどで不登校に対する理解を深め、不登校問題に詳しい学校心理士の方を招いて、同様の悩みを持つ親同士が学び合い、つながるための機会を提供してまいりました。

(イ) 実施時期

平成22年1月1日から同年12月31日

(ウ) 従事者 2名の教員ボランティアと4名の学生ボランティアにておこなった。

(エ) 対象者及び入会者数 対象者は中学不登校生

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
入会	1	3	1	3	3	3	1	1	1	3	1		19
退会		1	10	1	1		1		2	1			16
在籍	15	17	8	10	12	13	14	15	14	16	17	17	168

(オ) 支出金額 合計 2385759円

内訳 教材費及び教室使用料

(カ) 収入金額 合計5,420,000円

内訳 入会金380,000円 月会費5,040,000円

エ、遊びの学校事業

(ア) 身体を使った親子空手教室や親子剣玉教室などを開催し、親と子の遊びを通して、親子の絆作りを支援し青少年の健全育成を目的

(イ) 実施時期 1月から12月まで 別紙「講演会等事業」参照

(ウ) 従事者 別紙「講演会等事業」参照

(エ) 対象者 親子

(オ) 支出金額 金0円 会場費など

(カ) 収入金額 金0円

(キ)

③ 会議の開催に関する事項

(1) 総会

ア 通常総会

(ク) 開催日時及び場所 平成22年2月3日10:00~11:30 事務所

(イ) 議題

① 平成21年度事業報告の承認

② 平成21年度収支決算報告

③ 平成22年度事業計画

④ 平成22年度収支予算

イ 臨時総会

開催日時及び場所 平成22年6月11日

議題:役員変更

(2) 理事会

ア 平成22年第1回理事会

(ア) 開催日時及び場所 平成22年1月15日13:00~14:00

(イ) 議題 平成22年の事業計画及び決算準備

イ 平成22年第2回理事会

(ア) 開催日時及び場所 平成22年2月1日13:00~14:00 事務所

(イ) 議題 ① 平成20年の事業の報告及び事業予定について

② 平成21年の事業計画及び収支予算について

ウ 平成22年第3回理事会

(ア) 開催日時及び場所 平成22年3月22日13:00~14:00 事務所

(イ) 議題 フリースクール事業計画について

エ 平成22年 第4回理事会

(ア) 開催日時及び場所 平成22年6月2日10:00~から11:30 事務所

(イ) 議題 9月以降のイベント及び役員変更に伴う引き継ぎについて

オ 平成22年第5回理事会

(ア) 開催日時及び場所 平成20年12月5日10:00~11:00 事務所

(イ) 議題 来年度の予定について

以下余白

平成22年度 不登校相談等活動報告（こころとまなびどっとこむ）

月日	名称	実施場所	主催・後援等	講師	従事者	参加数
1/18	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	13
1/23	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター／港区	まちかどサポートセンター／ここまな協力	尾崎昭房	1	5
2/27	母親たちに聞いてもらいたい 父親たちの“不登校問題” ～経験者と家族の話～	レディヤンかすがい	ここまな主催／春日井保健所協賛／後援：愛知県、県教委、県医師会、県商工会連合会、春日井市、市教委、市医師会、小牧市、市教委、市医師会、名古屋市教委、瀬戸市教委、尾張旭市教委	岩田、伊藤、小川	3	76
3/7	聖ルカセンター不登校相談会	聖ルカセンター／尾張旭市	ルカセンター主催／ここまな協力	岩田淳	1	10
3/8	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	12
3/13	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター／港区	まちかどサポートセンター主催／ここまな協力	尾崎昭房	1	5
3/22	子ども若者の自立を考える シンポジウム＆大討論会	北区ユースクエア	きずなネット主催／ここまな協力	岩田淳	3	107
4/10	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター／港区	まちかどサポートセンター主催／ここまな協力	尾崎昭房	1	6
4/24	こころとまなび不登校フォーラム①	KTC 中央高等学院	フリースクール主催／後援：愛知県教育委員会、県医師会、県小中学校長会、県小中学校 PTA 連絡協議会、名古屋市教育委員会	森薫	2	15
4/25	てのひらの会不登校フォーラム	可児市ユトリピア	てのひらの会主催／ここまな協力	森ひと美	1	60
4/29	1 日元気スクール	尾張旭市総合体育館	ここまな主催／後援：愛知県、県教委ほか	何雲、山田尚美、佐藤輝紀	2	180
5/10	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	8
5/15	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター	まちかどサポートセンター／ここまな協力	尾崎昭房	1	3

			ター／港区						
6	6	てのひらの会不登校フォーラム	可見市文化創造センター ター	てのひらの会主催／ここまな協力	森ひと美	1	17		
6	12	あそびの学校	西児童館	西児童館共催	窪田保	1	80		
6	12	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター ター／港区	まちかどサポートセンター主催／ここまな協力	尾崎昭房	1	6		
7	3	こころとまなび不登校フォーラム②	KTC 中央高等学院	フリースクール主催／後援：愛知県教育委員会、県医師会、県小中学校長会、県小中学校PTA連絡協議会、名古屋市教育委員会	後藤佳代	2	22		
7	12	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	8		
7	17	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター ター／港区	まちかどサポートセンター主催／ここまな協力	尾崎昭房	1	6		
7	17	サマーセミナー	檀山学園	ここまな	岩田淳、尾崎昭房	2	25		
7	19	「本音を語り合える場所がありますか」 ～1人じゃないと実感できる、時間の共有～	豊橋こども未来館	ここまな主催／後援：愛知県、県教委ほか豊橋・蒲郡・豊川・新城・田原市、市教委	花井正樹	3	80		
8	28	こころとまなび不登校フォーラム③	KTC 中央高等学院	フリースクール主催／後援：愛知県教育委員会、県医師会、県小中学校長会、県小中学校PTA連絡協議会、名古屋市教育委員会	森薫	1	19		
9	11	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセンター ター／港区	まちかどサポートセンター主催／ここまな協力	尾崎昭房	1	6		
9	12	てのひらの会不登校フォーラム	可見市ユトリピア	ここまな協力	荒瀬克己	1	100		
9	13	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	7		
9	16	保健所とNPOによる合同相談会	春日井保健所	ここまな、津島保健所共催		2	16		

9	18	1 日元気スクール	尾張旭市総合体育館	ここまな主催	岩田淳	1	30
10	2	不登校とひきこもりがよくわかる経験者と支援者のフォーラム ～居場所が生み出す力～	津島市	津島保健所共催/後援:愛知県、県教委ほか海部地区7市 町村教育委員会	長谷川俊雄・塚本 未来	3	115
10	16	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセン ター/港区	まちかどサポートセンター主催/ここまな協力	尾崎昭房	1	6
10	23	こころとまなび不登校フォーラム④	KTC 中央高等学院	フリースクール主催/後援:愛知県教育委員会、県医師会、 県小中学校長会、県小中学校 PTA 連絡協議会、名古屋市 教育委員会	後藤佳代	2	20
10	24	中村児童館こどもまつり	中村児童館	中村児童館主催/ここまな協力	岩田淳	2	30
11	8	津島不登校家族のつどい	津島保健所	ここまな、津島保健所	尾崎昭房	1	8
11	13	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセン ター/港区	まちかどサポートセンター主催/ここまな協力	尾崎昭房	1	6
11	20	キッズ&ママの護身術	瀬戸市パルティ	瀬戸市市民交流課	岩田淳	2	30
12	4	不登校になって手に入れたもの	KTC 中央高等学院	KTC 主催/ここまな協力	岩田淳	3	71
12	5	てのひらの会不登校フォーラム	可見市桜ヶ丘公民館	ここまな協力	花井正樹	1	30
12	18	こころとまなび不登校フォーラム⑤	KTC 中央高等学院	フリースクール主催/後援:愛知県教育委員会、県医師会、 県小中学校長会、県小中学校 PTA 連絡協議会、名古屋市 教育委員会	森鷲	2	21
12	25	まちサポ不登校・ひきこもり相談会	まちかどサポートセン ター/港区	まちかどサポートセンター主催/ここまな協力	尾崎昭房	1	8

長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準
 (行事名： 女性のための健康護身エクササイズ)

審査項目		判断(事務局。該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が情勢に即しているか	○	
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又推薦があるか(他で開催された実績があるか)	/	
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること及び公共的団体が主催するものであること	○	
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか(予定、未定となっていないか)	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分あると判断できるか	○	

